



東大和市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成26年度第1回定期監査の結果に基づき講じた措置を次のとおり公表する。

平成27年3月23日

東大和市監査委員 尾崎 実

東大和市監査委員 大后 治雄

監査の種類：定期監査

部署名：福祉部福祉推進課

監査の結果（指摘事項）	改善措置等
<p>(1) 郵券の管理について 記載漏れにより、郵券の実数が台帳記載の残数より多い状況であった。 郵券の実数と台帳の突合検査を徹底するよう指摘する。</p>	措置の状況
	<p>①改善済み 2改善中(完了目途： 年 月末) 3検討中(終了目途： 年 月末) 郵券管理簿冊を作り変え、記入用紙と郵券を向い合わせに収納し、郵券の使用・戻し時に、記載忘れが起こらないよう改善した。</p>
<p>(2) 委託業務の業務完了報告書について 一部の業務委託において、契約書で提出を求めている業務完了報告書が未受領であった。業務完了報告書は、履行確認を行う上でも必須の書類である。加えて、保守委託において、問題等が発見されない場合であっても、「問題なし」の旨の業務完了報告書を受領し、保守作業の記録として一定期間保管する必要があると考える。 こうしたことから、業務完了報告書の提出を求めるよう指摘する。なお、業務完了報告書の受領頻度については、委託内容に鑑み、効率性の観点から検討するよう付記する。</p>	措置の状況
	<p>①改善済み 2改善中(完了目途： 年 月末) 3検討中(終了目途： 年 月末) 監査後（平成26年12月5日）、委託業者に連絡を行い、保守業務の結果、「問題がない場合」であってもその旨、業務委託報告書として提出するよう指示した。 なお、委託内容に鑑み、業務完了報告書の受領頻度については、業務履行完了時の1度とした。</p>
<p>(3) 補助金交付業務の改善について 補助金交付にあたり、要綱などに定められた添付書類が未受領の事案や、申請期限経過後に申請書を受領した事案が散見された。 補助金交付の審査に必要がないと考えられる添付書類が含まれ、また、申請期限を一律に規定する理由は不明確であった。 こうしたことから、簡素かつ適正な補助金交付業務を遂行するため、申請手続きの改善を図るよう指摘する。</p>	措置の状況
	<p>1改善済み ②改善中(完了目途：27年3月末) 3検討中(終了目途： 年 月末) 社会福祉協議会に対する補助金の審査に不要な添付書類については、東大和市社会福祉協議会運営費等補助要綱の改正により2点を添付書類から削除する事務手続きを進めている。平成27年4月1日施行予定。 また、福祉推進課が所管する5つの補助金については、事業ごとに起案していたが、まとめて起案することとし、重複する添付書類の提出をやめ、申請及び実績報告の期限の遅滞をなくすよう改善を行うこととした。</p>